

.....

■ 全体会Ⅱ

報告者	松岡資明
同	塩澤俊之
同	高木秀彰
同	富田健司
同	竺 覚暁
司会者	福嶋紀子
同	新井浩文
記録者	福島幸宏
	(京都府立総合資料館)

全体会Ⅱの記録

京都府立総合資料館 福島幸宏

「アーカイブズの新時代へー個性ある存在をめざしてー」と題した、第33回茨城大会の全体会Ⅱは、5本のテーマ研究会の報告を受け、午後3時半から開始された。

司会（福嶋紀子）

3年目の最終段階のまとめに入ってきた。朝からの報告をふまえ、また公文書館法20周年という節目を考えながら、議論したい。

まずは、午前中の全体会Ⅰから持ち越した質問について進めていきたい。

教育との連携について、出前講座の具体的

な方法や使用する資料について教えてほしいという質問が出ているが。

塩澤

2つの方法がある、一つは歴史館に来てもらう、もう一つは出ていくこと。現在は来てもらうことが多い。各小学校に教育委員会の担当と協力して2～3回同じチラシを配り宣伝している。実際に来てもらった際には、鎧や曲玉の作成など体験学習型が多い。展示にも学習体験シートを準備している。夏休みのはじめに歴史に関する相談に職員が応じるといこともしている。その他、演奏会など子供たちが楽しめるイベントを随時開催している。展示にも子供向けのキャプションを特に作成している。

司会

地元保存権についての質問が出されている。10年ほど前に民事判決原本の受け入れを各府県文書館が打診されながら出来なかった経緯があるが、このように国の歴史的資料を受け入れることは今後は可能か。

青木 睦（国文学研究資料館）

補足したい。地域資料の受け入れなどは、何時くるかわからない。本来は国のものは国立公文書館へ、であるが、地域資料という観点からいうと、今後の課題になるのではないかという提起である。

司会

分科会2との関係もあるが松岡氏への質問が出されている。博物館・図書館・公文書館の連携は、組織としての統合につながったり、専門職制の問題と密接に関わっているが見解をうかがいたいとのこと。

松岡

実際の議論がはじまったのはこの2～3年で、本当にはじまったばかり。記録に対する認識一つとっても相当ばらつきがあるので、まだまだこれからの課題ではないか。

小松芳郎（松本市文書館）

国会図書館の委託で、博物館・図書館・公文書館に保存されている地域資料についての

アンケート調査を昨年度に行い報告書にまとめた。各地で違った個性がある。図書館では資料を十分に生かせずに困っているところもある。連携しての棲み分けが必要。

高木

寒川町の図書館はまったく新しいもので図書も一からそろえた。そのため地域の関係の資料はすべて文書館であつかいますよ、ということをお願いやすかった。

司会

全史料協も平成16年に行った地域資料の保存状況についての調査結果をWebにあげている。生の声も多くあるので、是非参照して、連携のきっかけづくりをしてほしい。

司会（新井浩文）

司会を交代します。

松崎裕子（沢尻史料館）

企業におけるアーカイブズは社会的責任という観点からも非常に重要と考えるが、民間企業における内部統制の現状や新会社法をめぐる状況を松岡氏に説明してほしい。

松岡

新会社法・改正金融商品取引法の実際の運用は平成20年の春から本格的になる。企業の不正行為をなくすための法制だが、その骨子となるのは内部統制で、その中心となる考え方が文書管理になる。企業にとって非常に重要になって行き、意識も相当に変わるのではないか。

公文書管理の状況が変わらない時期が長かったが、民間企業の側から社会的状況がかわる可能性がある。過剰な期待は禁物だが。

竺

証拠を残すことがアーカイブズの本質。決定を残し、失敗があったとき原因を復元できる。歴史資料の保存も重要だが根元にはそういう点がある。私の大学では外部評価の要請もあり、教育の過程をアーカイビングしている。姉齒事件や薬害エイズ事件を考えると、これからは組織資料の管理をしっかりとっていく社会になっていくと考えている。（竺

氏退席)

司会

常磐大学の福沢真一氏から個人情報保護と情報公開の関係についての質問がでている。施設によって対応がまちまちであるが、この点について。

松岡

各地で困っている状況であるようだ。基準を持っているところはまだ良いが、基準がないなかで、個別判断を求められ、悩んだ末に見せないという判断に傾きがちである。今後の大きな課題と考える。

福島幸宏（京都府立総合資料館）

情報の質と時の経過という概念を導入した基準を作成している。運用するなかでグレーゾーンは出てくるが、その都度検討し簡単な記録を残している。この基準は地域の特性もあり全国一律に作りにくい部分もあるだろうし、各館が単独で作るのもむつかしい。都道府県単位ぐらいで智慧を持ち寄って検討していただければ。

司会

浜野一重氏から文書管理についての法制をめぐる動向について質問がでている。

松岡

公文書管理法研究会から昨年たたき台が甲乙2案提案されている。政府の方も従来と違った対応がありそうである。

司会

ここまでで、個別の質問を終了し、公文書館法20周年ということをめぐる議論を進めていきたい。

まず、新潟市歴史博物館の長谷川伸氏から、①公文書館法の趣旨に添って各自自治体が条例・例規を作成し、動いているのか②文書館論がこれまでヤカタ（館）ありきで動いて、内部組織に対して文書館論が信用を得られていないのではないか、という提起がある。

富田

法の影響で何らかの形での例規の作成は案

外多く行われている。実際の運用は調査が必要になる。近畿部会は平成15年に調査を行い、『NetWork』32号にまとめている。このような調査が全国的に行われるべきでは。また、組織体に対する訴え方の戦略を構築していくべきと考えている。

高木

寒川町では条例は法に準じている。文書取扱規程はこれからの課題であるが、町史編纂のためから記録としての公文書の保存という方向に持っていきたい。

塩澤

茨城県立歴史館は公文書館法に基づいたものではなく、類似的な機関。職員には研修等で歴史的価値を訴えていきたい。現用以外の部分に若い職員の関心を向けていきたい。

富田

補足すると、都道府県は公文書館法に基づいた書き方は少ない。市町村の方がむしろ多くなっている。また、北海道のニセコ町では文書管理条例を制定しているが、その中で、歴史的資料の保存について、はっきりと謳っている。そういった意味では市町村には公文書館法の重要性は根付きつつあるのでは。

司会

公文書館法20年の成果として、文書管理規程や条例の整備がかなりすすんだことはあげられるのではないかと考える。

続けて、専門職養成の問題を取り上げたい。

毛塚万理（全史料協関東部会）

官公庁・企業の資料整理の求人情報は図書館司書のWebサイトに掲載されている。どういった専門性が求められるか不明確なので、求人側も困っており、司書資格を持っているもの、ということで募集がかかっている。

また、現場にいる非正規の職員の雇い止めの問題もある。社会的な資格のないまま現職から出されたときに、同業種への再雇用が非常に困難になる。社会情勢が大きく変わるなかで、文書を扱えるスキルの資格化をもう一度考え直すことが必要ではないか。全史料協の伝統

からも働く仲間の問題に正面から向き合ってほしい。

高埜利彦（学習院大学）

公文書館法に職員配置についての附則がなぜ最初からついていたかを考えると、それは養成課程がなかったためであると認識されていたはずである。そのため全史料協でも専門職問題に関する委員会が設置され、大学院における養成教育の必要と資格の付与が提言されてきている。学習院大学では平成20年4月からアーカイブズ学専攻の大学院課程を開設するが、これは全史料協の提言に基づいてようやく設置できたもの。

その先には、資格認定組織の設立と資格取得者の積極的採用、さらに附則撤廃の運動が求められるのではないだろうか。

司会

ご紹介いただいた新たな動きとともに、これまで積み重ねられてきた国立公文書館などでの現職者養成の実績もふまえ、今後重要な課題として全史料協で取り組んでいきたい。

最後に、大会テーマに関する意見を紹介し、まとめたい。秋田県公文書館の柴田知彰氏から、「個性」は文書のライフサイクルのどの段階で発揮されるべきかを考えてみれば戦略が立てやすくないだろうか、との提言がでている。これについて、報告者から一言ずついただきたい。

松岡

電子化との関係でいうと、発生する段階からの文書管理を考える段階になっているのではないか。

塩澤

複合館であることを考えていきたい。

高木

利用していただくことに一番力を入れていきたい。

富田

アーカイブのコアは組織体のためにどうやって記録を残していくかであり、それが利用につながる。コアをどうしていくかが課題

ではないか。

司会

状況は様々な要因から文書館にむかって動いている。公文書館法20年の現在、私たちにあたえられている課題は以下の4つにまとめられるのではないか。①環境整備、行政内部に対する働きかけについては公文書館法を十分に生かしていく、②市民活動の拠点としての文書館という方向はやはり重要、③アーキビストの養成課程、④他機関との連携は非常に大事になっていく。

これらの問題を現場に持ち帰って討議していただきたい。